

令和5年度第3回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年6月9日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊—東—孝—吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 伊 東 孝 吉

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫	東	川 野 勝 彦
八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎	護江	村 井 新 平
豊洋	川 崎 孝 子	山浦	岡 山 秀 徳		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 10 号	農地法第3条の申請について
議案第 11 号	農地法第5条の申請について
議案第 12 号	非農地証明願いについて
議案第 13 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 14 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 15 号	農業委員会による最適化活動の推進等について

議長	それでは、令和5年度第3回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	（ 9時38分： 開始 ）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第10号から議案第15号までの6議案26件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第10号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第10号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、合計 aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	5月17日推進委員の私と 農業委員、事務局職員2名で現地調査を行いました。場所は地図の1番になりますが、 を渡り、カーブ手前を 方面に左折、250mほど行ったところに左側に があり、 の前になります。高齢なので管理ができないということで、以前から耕作されている さんに譲り渡すということです。特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	今説明があったように、 さんが譲渡するということです。以前から野菜を作っておられたようです。現状もよく管理されています。面積については ㎡ということです。慎重審議よろしくお願いします。問題ないのではないかと思います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作していた譲受人との間で、無償譲渡の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。申請地は、以前から譲受人が管理しておりましたが、農地法の下限面積の要件により、これま

	で取得できなかった土地となります。今回法改正により、改めて3条による所有権の取得をするものとなります。申請地は野菜が耕作されており、農地として管理されています。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、新規取得のためありません。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	5月17日、私と■■■■農業委員、事務局職員2名と現地確認をしました。現地では、■■■■さんの息子さん立ち合いのもと確認しました。■■歳とのことでした。地図では3ページですが、■■■■線を■■方面へ、■■■■を過ぎて■■地区から■■■へ向かい、■■■■に抜ける道がありますが、その途中です。面積的にはそんなにはないのですが、野菜を作っていきたいと話していました。先日あった防災訓練にも積極的に参加していたので、移住になるのかわからないですが、そういう形で聞きました。特に問題ないと思います。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	今、■■■■委員が説明されたとおりです。子供さんが■■歳、夫婦で住んでおります。■■■■の活動、耕作放棄地の草刈り等も積極的に出ていただいています。いずれは■■■■になってもらおうかなと考えています。慎重審議よろしくをお願いします。
議長	こちらに移住ということですか。
■■■■委員	移住です。本人は秋くらいにこちらに来るそうです。子供さん夫婦はすでに住んでいます。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 譲渡人は、県外在住で、農地の管理が困難な状況です。今回、申請地と申請地に隣接する空き家を併せて購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲受人は、市外在住ですが、今回、申請地に隣接する空き家を既に取得しており、現在、譲受人の息子が居住しております。譲受人も準備が整い次第、杵築市へ転入予定となっています。 申請地は、今回の申請にあたり、草刈が行われており、十分に農地として活用できるものと思われま。また、耕作物として、家庭用の野菜を耕作すると聞いています。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。

	以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、新規取得のためありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
委員	5月19日に[]農業委員、事務局職員2名、私と、[]の方が立ち会いまして現地確認をしました。場所は[]の[]方面に近い[]地区であります。[]のちょっと下に[]をまたぐ[]があります。それを渡ってほぼ[]区の中心部に位置します。空き家と[]さんが所有する農地を売買したいということでもあります。空き家の近くにありまして、あと[]筆は[]を超えた山のほうにあります。ゆくゆくは[]さんも農業法人でやりながら営農するということも聞いています。よろしくお願いします。
議長	3番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、[]委員から説明のあったとおりです。かなり大規模な土地ですが、農業法人化して営農するようです。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、譲渡人の所有する空き家と農地を併せて購入するというので、売買の話がまとまったため今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。譲受人は新規就農となりますが、既に杵築市に移住しており、以前から申請地を管理していた譲渡人の方の協力を得ながら、また法人化等も検討しながら耕作をしていくとのことで問題ないものと考えます。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、田[]a、畑[]a、合計[]aです。理由は相互交換です。 以上です。
議長	4番について、[]農地委員より説明願います。

委員	5月25日に 農業委員、譲渡人の さん、事務局職員2名、私の5名で現地確認をしました。場所は地図の9ページ10ページです。 線から山手の方に入ったところです。今回は土地の交換ということで、本人相互の勘違いで、長年 さんが耕作しており、地籍調査で名義が違うということが分かり、横の山林と今回の申請地と交換ということになりました。特に問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	委員が報告したとおりです。何十年も交換して栽培していたということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、地籍調査により、譲渡人と譲受人の所有する土地が台帳上と現状が異なっていることが判明したため、相互交換の申請となりました。 交換のもう一方の土地については、農地ではないため、今回議案の案件とはなりません。 また申請地の現況は、農地として管理されており、特に問題ないものと考えます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m^2、合計 筆の m^2です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、合計 aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、 農業委員より説明願います。
委員	場所は、 の交差点を入り、 に行きます。 の30mくらい手前になります。5月18日に 推進委員と私と事務局職員2名、 さんの5名で現地確認をしました。 さんは で をやっています。今回は さんの住宅を取得しそれに付随する の申請になります。草は刈っているようで、柿と梅の木が生えていますが、カボスカユズを植えて管理したいとのことです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 県外在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地及び申請地付近にある空き家を併せて購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため今回申請となりました。 譲受人は、市外在住ですが、自身が経営する が申請地付近にあり、普段から、 と杵築を行き来しています。管理については問題ないものと考えます。

議長	他にございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第10号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第11号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書4ページをお開きください。 「議案第11号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、[]、[]、[]歳、[]、転用者、[]区、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、倉庫・資材置場用地・駐車場用地として。申請理由、近隣で[]を営んでいるが経営規模拡大に伴い、申請地を倉庫・資材置場・駐車場として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	5月19日[]農業委員と事務局職員2名と現地確認を行いました。申請地は[]区の[]手前の十字路を[]方面に向かって左に下がったところの左側にあります。土地所有者の[]さんは[]に在住しており、高齢であるために、何とかならないかと、転用者の[]さんのほうにいろいろ相談があったということです。[]さんは申請地の近くで[]を営んでおり、事務所に近いところであるから、倉庫や資材置き場、駐車場用地として利用したいということで申請がありました。土地も管理されておりますのでいいことではないかと思います。よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは平成13年に父からの相続により申請地を取得しましたが、相続時点で県外に在住しており管理ができず困っていました。一方、転用者の[]さんは申請地の近隣で[]を営んでおり、転用できる土地を探していました。そこで双方が話し合い、申請地を倉庫・資材置場・駐車場として利用する計画です。 まず、立地基準です。

	申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、現在利用している作業場から近いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は山林及び市道、東側は山林・宅地・田、南側は市道を挟んで宅地及び田、西側は市道を挟んで宅地及び畑にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に、倉庫■棟、仮設トイレ、足場材、型砕材等の資材置場及び駐車場■台分を設置して利用する計画です。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 排水計画につきましては、南側の市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳、転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、畑、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡。申請内容、植林用地として。申請理由、近隣の空き家と併せて申請地を買い受けるが、周囲を山林に囲まれていることによる日照不足、水はけも悪いため、申請地にクヌギ■■■■本を植林して山林として管理したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	5月17日に推進委員の私と■■■■農業委員、事務局職員2名で現地確認を行いました。場所につきましては、■■■■の■■■■から■■■■■■■■■■を■■■■方面へ行きまして、約2km行き左折、■■■■方面へ1km行き、右側に■■■■■■■■■■があるところを左折し200mのところにあります。空き家と一緒に■■■■さんが譲り受けるということです。管理されてなく山林化しており、道がなく入るのが大変なところを、■■■■さんが今後、日照時間と水はけが悪いのでクヌギを植えて管理していくということです。面積は■■■■㎡です。現地調査で現状では日照時間や水はけなどいろいろな問題があるのかなと思いました。何もしないであのまま放っておくよりもクヌギを植えて管理して、地域に少しでも害がないような管理をしていただけたらと思っています。よろしくお願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	■さんより以前より土地を手放したいというお話がございました。しかしなかなか受ける人がいなかったというところでございます。■さんは■という■さんをやっている方で、農業はほとんどやられていない方です。家も建っていますが人が20年くらい住んでいないのではないかと思います。そういった面から、今回いい話で、所有権移転ができるのではないかと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の■さんは平成18年に父からの相続により申請地を取得しました。父の代の30年ほど前まではみかんを栽培していましたが、その後は耕作放棄されており、空き家と周辺の土地と併せて管理ができず困っていました。一方、転用者の■さんは■を営んでいます。今回、売買の話がまとまり、申請地以外の地目が農地以外の土地については、資材置場や倉庫として利用する予定ですが、農地である申請地■筆の周辺は山林及び宅地であり、段差があること、進入路がないこと、日当たりが悪いことから資材置場等への転用や農業的利用が難しいため、申請地にクヌギの木を植林して今後は山林として管理する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、段差があること、進入路がないこと、農業的利用が難しいことからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は山林、東側は市道、南側は宅地及び畑、西側は山林にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に、クヌギ■本を植林して山林として管理する計画です。 工期は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については東側の既存側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、土地所有者、■区、■、■、■歳、転用者、■区、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、杵築市内のアパートで暮らしているが、将来を見据えて申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地です。

	以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	5月19日に現地確認をしました。 の の下になります。 から出てきたところに 、 さんが建っています。そこを少し奥に入ったところにあります。もともとこの土地は の際に住宅地として作ったようであります。取付道路もございます。すでに両サイドには住宅が建っていて生活をしていますので何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。
議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の さんの職業は で、現在は杵築市内のアパートに家族 人で暮らしています。転用の目的は、将来を見据えて申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第1種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の集落接続に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は水路、東側は田及び宅地、南側は市道、西側は宅地にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 新築計画につきましては、申請地 筆 m²に、1階床面積 m²、約 坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの約 ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに北側の水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、融資及び自己資金で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書及び預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。 番号4番、申請人、土地所有者、 区、 、 、 歳、転用者、 区、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請内容、資材置場用地・駐車場用地として。申請理由、現在、申請地近隣で一人暮

	らしであるが、息子や孫が帰省する際の駐車場が不足していること、自宅の裏山の杉の木を伐採した後の置場が不足していることから、申請地を駐車場及び資材置場として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	5月19日 農業委員と私と事務局職員2名、計4名で現地確認しました。 の前から右に曲がって20mほど入ったところにあります。もともと管理していたようであまり荒れていません。よろしくお願いします。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員の説明通りです。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の さんの職業は で、申請地近隣で一人暮らしです。今回は、息子や孫が帰省する際の駐車場が不足していること、自宅の裏山の杉の木を伐採した後の置場が不足していることから、申請地を駐車場及び資材置場として利用する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅の隣地であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は原野、東側は原野、南側は市道、西側は市道及び原野にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地 筆 ㎡に、木材等の資材置場及び駐車場 台分を設置して利用する計画です。 工事期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの約 ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については南側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第11号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第11号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第12号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをお開きください。 議案第12号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、令和元年に祖母からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、県外在住で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	申請地は、■■■■から■■■■方面に向かい、■■■■の先の■■■■手前にある左に上がっていく道路を登り切ったところにあります。説明にあったように、申請地を相続したが、■■■■に住んでいて管理できないということです。草木や竹が生い茂っており、山林状態になっています。耕作できないということで、今回非農地証明願いを申請したところです。よろしくお願いします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■委員の説明があったとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。 現地を5月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、令和元年に祖母からの相続により申請地を取得しています。平成5年までは祖父母が畑として野菜を作っていましたが、高齢になったことから耕作を断念し、以降は竹や雑草木が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま山林として管理する予定とのことです。 以上です。

議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成2年までお米を作っていたが、県外に移住したため、管理が困難となり耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	場所は位置図の11ページ12ページです。申請者は先ほど5条申請のあった■■■■さんですが、■■■■に住んでおりまして、管理ができないということです。現状は竹や雑木が生い茂っており農業ができない状態でありますので、非農地証明願いということで申請となりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今、■■■■委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。 現地を5月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成13年に祖父からの相続により申請地を取得しています。 先ほどご審議いただきました、議案第11号農地法第5条番号1番の申請地近隣の土地であり同一の土地所有者になります。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま山林として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、申請者の父が平成19年に農地法第4条の許可を受けて駐車場として造成したが、地目変更を失念しており許可証も紛失しているため、非農地として申請するものです。 以上です。
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	現地確認を行いました。■■■■さんの自宅の近くに地区の■■■■がございまして、その駐車場がなく、お父さんが駐車場に使っていいということで、当時農業委員会の許可を取って造成した

	申請の経緯ですが、法人の清算に伴い土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に法人の清算に伴い売却する予定とのことです。以上です。
議長	只今、「議案第12号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第12号」、「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第12号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第13号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号9番と、「議案第14号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 「議案第13号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号9番、申請人、貸人、 区、 、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。設定期間は 年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 番号9番の土地については、中間管理機構である公社を通じて、 が借受する予定となっております。詳細は、議案第14号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。
議長	只今、「議案第13号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の9番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第13号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の9番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第13号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の9番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第14号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 〇〇〇〇」分を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書12ページをご覧ください。 「議案第14号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、〇〇〇〇区、〇〇〇〇。対象農地は、〇〇〇〇、筆、〇〇〇㎡です。詳細は、17ページの貸付調書をご覧ください。 〇〇〇〇の借受地は、先ほどの集積計画の番号9番の土地となります。利用権の種類は使用貸借、耕作作物は水稻となります。 以上です。
議長	只今、「議案第14号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 〇〇〇〇」分について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第14号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 〇〇〇〇」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第14号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 〇〇〇〇」分については、「意見なし」として報告します。
	それでは、「議事参与の制限」が解かれた〇〇〇〇委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 〇〇〇委員 入室 >
議長	次に、「議案第13号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の1番から8番及び10番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 「議案第13号」の番号1番からとなります。

	番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、ありません。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号4番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号6番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号7番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号8番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 議案書8ページから10ページまでの大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。 続いて、イの所有権の移転です。 番号10番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、田、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 また農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定の面積は、[]㎡、所有権の移転の面積は、[]㎡、合計[]㎡となります。 補足になりますが、番号1番の土地につきましては、相対での利用権設定となります。以前から貸人と借人との間で、利用権の設定がされていましたが、一旦契約が切れたため、今回新たに利用権設定をするということになっております。耕作作物は、大麦若葉及びかんしょとのことです。 続いて、番号2番から8番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸付先は、12ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。番号2番から7番の土地の貸付先は、地元農家の[]さん、番号8番については、同じく地元農家の[]さんとなる予定です。詳細は、議案第14号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。
議長	只今、「議案第13号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から8番及び10番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

	また、公表後は速やかに、県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。 令和5年度の活動計画については、すでに令和4年度第12回総会で審議していただいております、公表も済ませております。 それでは別紙議案書をご覧ください。 内容としては、農林水産課からいただいた資料や、農林業センサス、また昨年、農業委員・農地利用最適化推進委員にお願いしました、農地利用状況調査や、農地パトロールの調査結果を基に作成しています。なお、説明につきましては、要約していきたいと思っております。 それぞれの項目にある目標の数値は、令和4年度最適化活動の目標で報告した数値を転記したものととなります。 まず1ページ目についてですが、これは令和4年4月1日現在の状況です。 2ページ目は、担い手への集積の実績についてです。 面積につきましては、農地中間管理機構等へ集積した面積で農林水産課が取りまとめたものです。 課題としましては、高齢化と担い手不足により耕作放棄地が増えている中で、農家個々の現状に寄り添った対応と、関係機関との連携を密にし、集積率の向上に努めることが課題かと思われまます。 3ページ目の中ほどからは、新規参入についての計画に対する実績と評価です。 毎年、数名の新規参入者はいますが、昨年度は法人以外は空き家バンクを利用した宅地に付随した農地の取得が大半でした。課題としては、これから新規参入を考えている人の掘り起こしと、地域の農業の状況等を説明し、融資制度などのPR活動にも力を入れていかなければと考えています。 4ページ目は、昨年委員さん方に行っていただいた、最適化活動の実績です。今後、皆さんにはいろいろな活動をお願いすることになるろうとは思いますが、積極的な参加をお願いします。 6ページは、総会の開催実績、3条・4条・5条の申請に関する実績、違反転用の対応となっております。 説明は以上です。
議長	只今、「議案第15号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第15号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」は、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」はこれを承認することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第3号」がありますので、事務局より報告願います。

事務局	議案書19ページをご覧ください。 「報告第3号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社、借人、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 理由は貸人の都合です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和5年度第3回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 10時52分： 終了 ）